

農業 6 次産業化促進支援事業実施要領

制定 平成 23 年 4 月 1 日付け農流第 64 号
最終改正 令和 8 年 7 月 7 日付け農流第 157 号

第 1 趣旨

農業・農村を取り巻く環境は、農業生産額や農家所得の減少など、農業者にとって厳しい状況にある。こうした中で、農業・農村の発展を図るため、農業者が農業生産だけでなく、加工・販売に取り組む 6 次産業化を促進し、農業者の所得向上や地域の活性化を推進する必要がある。

そこで、6 次産業化による農産物の高付加価値化に取り組む農業者等を支援し、農家所得の向上を図ることを目的とする。

第 2 事業内容

農林漁業者が新たに県産農産物の加工及び農産物加工品の流通・販売に取り組み、商品開発及び事業化を図る場合に必要な機械・器具等の整備に対して助成する。

第 3 事業実施主体

本事業の実施主体は、岐阜県内に在住する次に掲げる農林漁業者とする。

- 1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条に基づく「総合化事業計画」の認定事業者又は認定見込みの者（この場合、認定見込みの者とは、認定を目指し、事業実施年度内に岐阜県地域資源活用・地域連携サポートセンターに所属する地域プランナー又は地域資源活用・地域連携中央サポートセンターに所属する中央プランナーの派遣を受け、総合化事業計画の練り上げ作業に着手した者をいう。）
- 2 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する認定農業者）
- 3 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）
- 4 農林漁業を営む法人（構成員に 3 戸以上の農林漁業者を含み、かつ当該農林漁業者が議決権の過半を占める等当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められること）
- 5 農林漁業者の組織する団体（構成員が 3 戸以上で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約等の定めがあること）

第 4 採択要件

本事業として採択する事業計画は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- 1 農林漁業者が自ら生産した農林水産物を利用して新たな商品開発、加工又は販売に取り組む内容であること
- 2 商品開発後の具体的な販売計画があること
- 3 事業実施計画書は、岐阜県農産物販路開拓支援センターに所属する販路開拓支援アドバイザー又は地域プランナーの助言を受けて作成していること
- 4 事業完了後の当該年度内及び事業完了年度の翌年度から目標年度までの間に、販路開拓支援アドバイザー又は地域プランナーを活用する計画があること

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、単年度とする。

第6 目標年度

本事業の目標年度は、事業完了年度の翌年度から起算して3年目とする。

第7 事業実施の手続き

1 事業実施計画の策定及び提出

事業実施主体は、事業計画承認申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第4号）を添え、市町村長に提出するものとする。計画書の提出を受けた市町村長は、所管する農林事務所長を経由して知事へ提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

知事は、事業実施計画承認申請の提出があったときは、これを審査し、事業効果の高い事業から優先的に予算の範囲内で承認するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

（1）事業実施主体は、事業実施計画について次に掲げる変更を行う場合は、あらかじめ承認を受けるものとする。

ア 事業費の30%を超える増減

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業の中止又は廃止

（2）前項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、次に掲げる様式により、第7の1に準じて行うものとする。

ア 前項のア及びイの場合 事業実施計画変更承認申請書（様式第2号）

イ 前項のウの場合 事業実施計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

第8 助成措置

1 知事は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費の2分の1以内（第3の1の事業実施主体）又は3分の1以内（第3の1以外の事業実施主体）の助成を「岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下、「規則」という。）」及び「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成18年3月31日付け農政第294号農政部長通知）」に定めるところにより行うものとする。

なお、補助の上限額は1事業実施主体あたり1,000千円とする。

2 補助対象経費は、農産物の加工及び農産物加工品の流通・販売に必要な機械・器具等の購入費とする。

3 事業の着工は、原則として、規則第5条の規定による補助金等の交付の決定（以下、「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する場合は、事業実施主体は、知事の適正な指導を受けるとともに交付決定前着工届（様式第5号）を市町村長へ提出するものとする。交付決定前着工届の提出を受けた市町村長は、所管する農林事務所を経由し、知事へ提出するものとする。

この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

第9 報告

1 事業実施主体は、目標年度までの事業の実施状況等について、事業完了年度は、事業実績書（様式第4号）を、事業完了年度の翌年度から目標年度までの3年間は、毎年度、実施状況報告書（様式第6号）

を作成し、事業実績報告（様式第7号）に添え、翌年度の4月30日までに知事へ報告するものとする。

なお、事業実績報告書の提出は、第7の1に準じて行うものとする。

- 2 1による報告を受け、実施計画に位置づけた取組目標が目標年度において7割の達成が図られていない場合は、目標年度の翌年度を改善計画策定年としその翌年度から3年間の改善目標を設定した改善計画書（様式第8号）を改善計画策定年度の1月31日までに知事へ報告するものとする。また、導入した機械器具の耐用年数期間の間に目標が達成されるまで、第9の1に準じて実施状況の報告を継続するものとする。

なお、改善計画書の提出は、第7の1に準じて行うものとする。

第10 事業の推進体制

農林事務所長は、市町村長等と連携し、事業実施主体における事業実施体制の整備、事業実施計画の策定及び事業の実施について必要な指導、助言を行うものとする。

第11 事業名の表示

事業実施主体は、本事業により導入・整備した機械・器具等に、事業名等を表示するものとする。

第12 その他

その他、本事業の実施に当たり、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成27年度3月補正予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月19日から施行する。この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年1月28日から施行し、平成31年度予算に係る事業から適用する。この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年3月24日から施行し、令和3年度予算に係る事業から適用する。この通知による改正前の本要領により実施した事業については従前の例によるが、第9の2については平成28年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年7月7日から施行する。